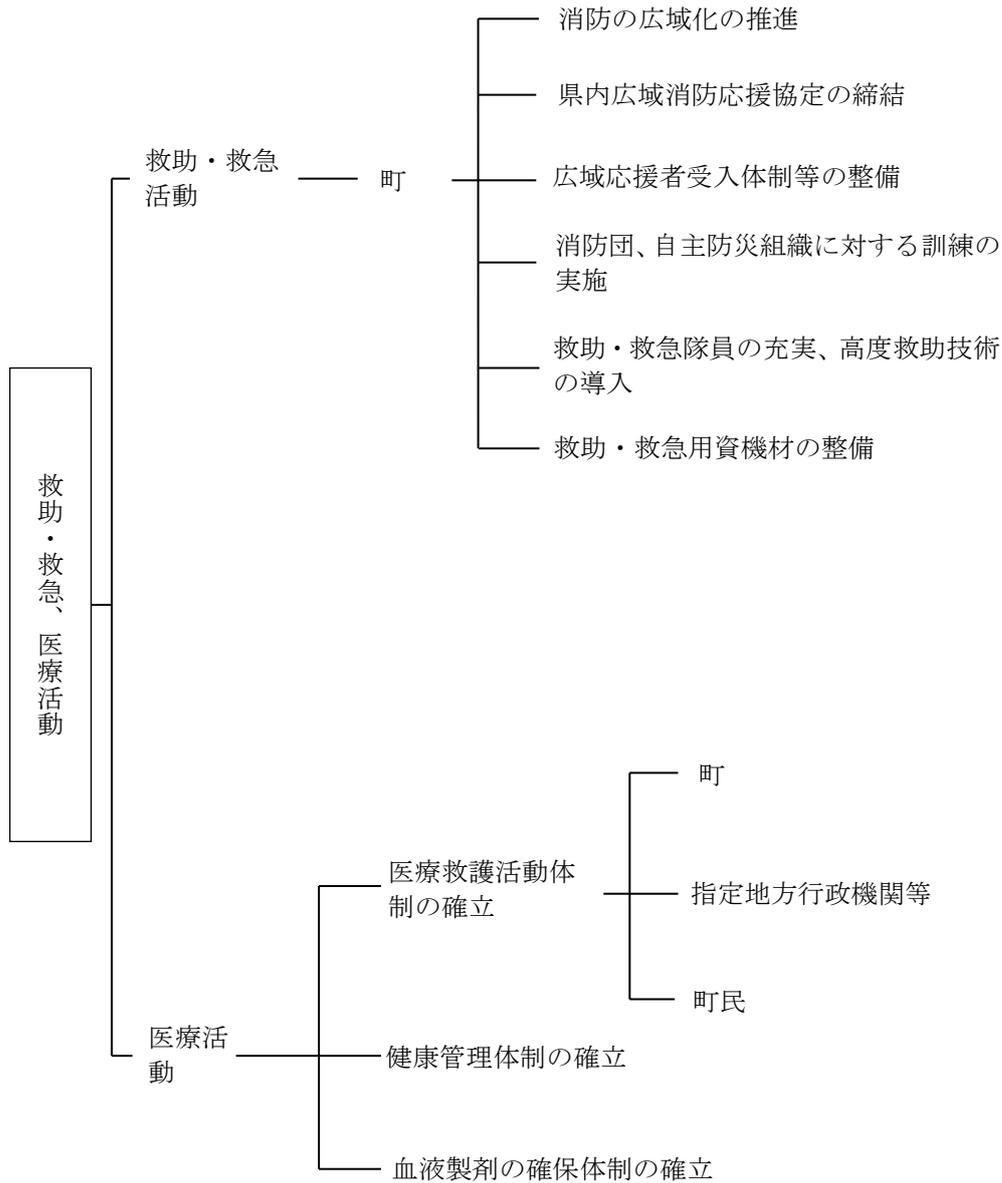


第8章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における町及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、町及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動

第1項 町

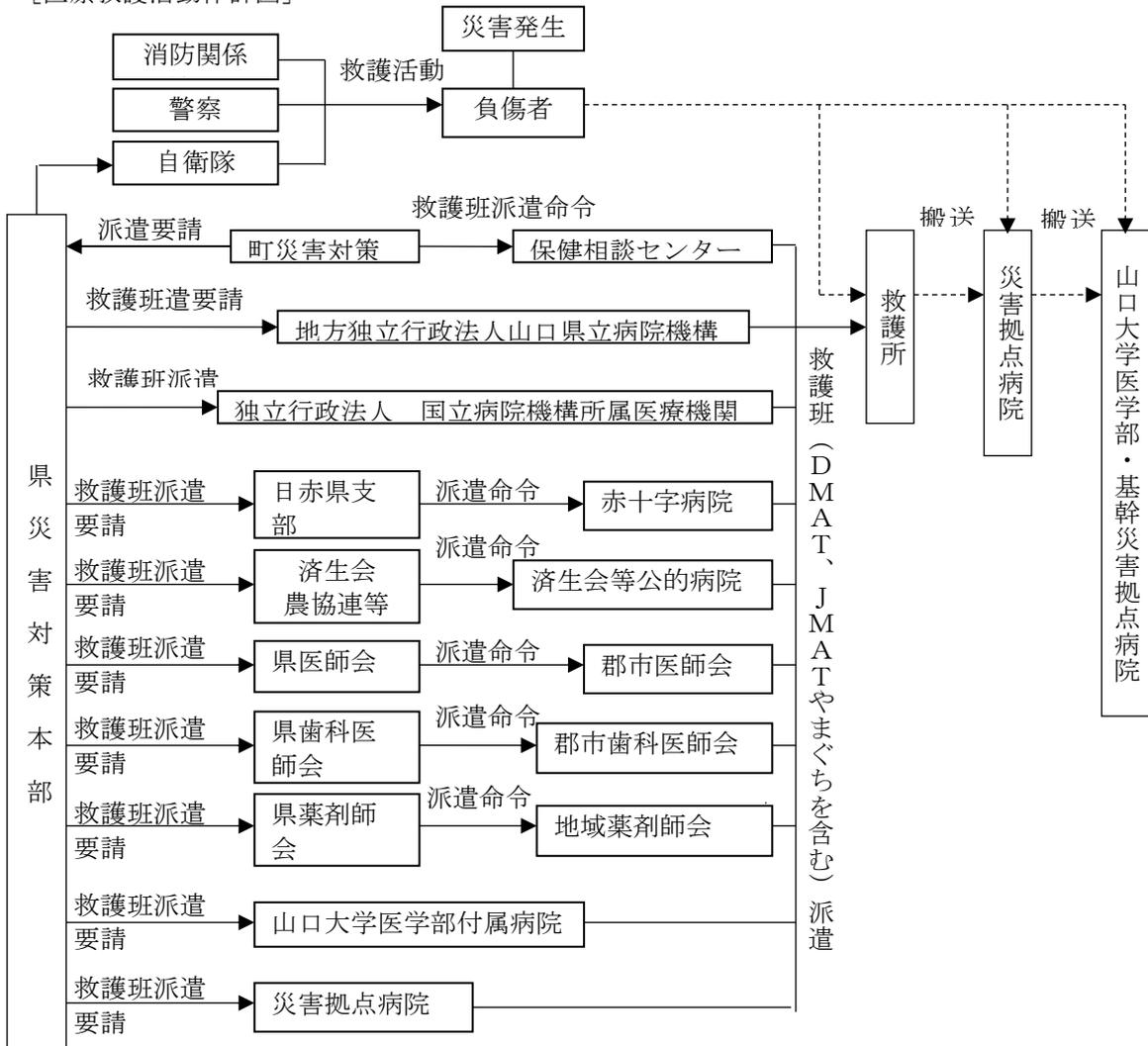
- 1 消防の広域化を推進
推進により、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 2 県内広域消防応援協定の締結
- 3 広域応援者受入態勢等の整備
町の「災害時受援計画」に基づき、県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受け入れ態勢等を整備する。
- 4 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施
- 5 救助・救急隊員の充実、高度救助技術の導入
大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救助業務の高度化を推進する。
- 6 救助・救急用資機材の整備
救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

町は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

[医療救護活動体計図]



1 町

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 管内医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。また、管内医療機関を構成する救護班編成態勢を整備する。
- (3) 救護所として保健相談センターを整備する。
- (4) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 指定地方行政機関等

- (1) 中四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整を行う。(災害時における医療の提供)
- (2) 独立行政法人国立病院機構は、県からの救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する体制を整備する。
- (3) 日赤山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。
- (4) 県医師会及び県歯科医師会等は、県からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。
- (5) 県薬剤師会は、県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。

3 町民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 町、県、消防組合、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

- 1 保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 精神保健福祉センター、健康福祉センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターの災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう、常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるよう、あらかじめ体制の整備を図っておくものとする。
- 3 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 4 町は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。